

《申請指針》

第1 申請方法

上田市福祉有償運送運営協議会に協議を申請しようとする者は、以下の事項に留意の上、第2以下に掲げる書類を提出してください。

【留意事項】

- 書類のサイズはA4版とします。
- 提出書類は、片面印刷とし、ダブルクリップで綴じてください。（ホチキスや外れやすいクリップの使用は避けてください。）

- 提出部数及び提出先について

提出部数 1部

提出先 上田市福祉有償運送運営協議会事務局
(上田市健康福祉部福祉課)

〒386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号

電話 0268-23-5130 (直通)

FAX 0268-24-9423

第2 上田市福祉有償運送運営協議会に協議を申請するために必要な書類

(新規申請の場合)

1. 上田市が作成する依頼書……………別紙1
添付書類：上田市福祉輸送サービス事業実施要領……………別紙2
2. 上田市が作成する移動困難者等の状況……………別紙3
3. 上田市福祉有償運送運営協議会協議申請書……………別紙4
添付書類：申請主体の福祉輸送サービス事業運行規約（名称は問わず）……見本1
個人情報閲覧同意書……………別紙5

第3 上田市福祉有償運送運営協議会に協議を申請するために必要な書類

(車両を増やす場合)

1. 上田市福祉有償運送運営協議会協議申請書……………別紙6

第4 福祉有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いに係る様式

1. 自家用自動車有償運送許可申請書……………別紙「様式1」
2. 業務計画等の内容を記載した書面……………別紙「様式2」
3. 自動車の運行管理等の体制を記載した書面……………別紙「様式3」
4. 運行管理責任者就任承諾書……………別紙「様式4」
5. 整備管理責任者就任承諾書……………別紙「様式5」

6. 運転者就任承諾書……………別紙「様式6」
7. 道路運送法第7条各号の規定に該当しない書面（宣誓書）……………別紙「様式7」
8. あらかじめ登録した会員名簿……………別紙「様式8」

第5 福祉有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いに係る添付書類
（様式任意）

1. 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
 - イ 役員の名簿
2. 運送の対価として收受する金額を記載した書面
3. （添付書類）前年度の事業報告書、収支決算書（又は事業計画書、収支予算書）
4. 運送主体と自家用車を提供し、当該輸送に携わる者との間に交わした当該車両の使用に係る契約の内容を証する書面（契約書の写しで可）
5. 輸送に携わる者が移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であることを証する書類（判断基準第2の5（2）ア又はイに規定する研修を修了した（又は修了する見込である）旨の証明で可）
6. 運送しようとする区域（上田市）及び周辺の市町村を表示した地図に、公共交通機関の位置及び主な路線、官公署の位置、申請主体の事務所の位置を記したもの

(別紙1)

〇〇第〇〇号
平成18年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇
代表〇〇〇〇 様

上田市長

移動困難者に係る福祉輸送サービスの協力について（依頼）

当市内の輸送の現状から、タクシー等の公共交通機関によっては移動困難者等に係る十分な福祉輸送サービスが確保できないと認められるため、下記のとおり福祉輸送サービスについて協力をお願いします。

記

上田市における移動困難者等に対する福祉有償運送

添付書類

- ・上田市福祉輸送サービス事業実施要領（別紙2）

(別紙 2)

上田市福祉輸送サービス事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者、障害者等（車イス利用者を含む。）の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与するための福祉輸送サービス事業（以下「事業」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第 2 条 事業の実施主体は、上田市内に事務所を有し、又は現に上田市内の住民を会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ。）に含む社会福祉法人、NPO 法人その他の営利を目的としない法人（以下「NPO 等」という。）であって、社会福祉を目的とする法人に限るものとする。

2 事業を行おうとする NPO 等は、目的、対象者、車両、安全確保等事業実施に必要な事項を上田市長に届け出なければならない。

3 上田市長は、前項の届出があった場合には、当該 NPO 等の事業実施主体としての適格性を慎重に判断し、適格性があると認めた場合には、「移動困難者に係る輸送サービスの協力について（依頼）」（別紙 1）を交付しなければならない。

4 上田市長は、前項の適格性の判断に当たっては、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 上田市内のタクシー事業者に必要な助言を求めるなど、実態を踏まえた判断となるようにすること。

(2) 当該 NPO 等が他の市町村に同様の届出を行っている場合には、当該市町村と判断が異ならないようにすること。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象となる者は、上田市内に住所を有する者及び上田市内の事業所等に通院、通勤又は通学する者で、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) NPO 等にあらかじめ登録した会員及び付添人

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であって、日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難なもの

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する要介護者及び同条第 4 項に規定する要支援者

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 238 号）の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、ア又はイに該当しないもの

(使用車両)

第 4 条 事業の使用車両は、次のいずれかに該当する自動車に限るものとする。ただし、上田市内についてセダン型特区の認定を受けている場合には、この限りではない。

(1) 車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を有する自動車

(2) 回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にする装置を有する自動車
2 前項に掲げる車両については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定による許可を受けた有償運送であること、運賃、料金、運転者の氏名、自動車登録番号等を利用者に見やすいよう掲示しなければならない。

3 第1項に掲げる車両については、次の事項を外部から見やすいよう車体の側面に表示をしなければならない。

(1) NPO等の名称又は記号

(2) 許可番号（「長運輸第〇〇号」の文字）

(3) 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字

4 前項の表示の方法については、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により自動車の両側面に行なうこととし、文字は横書きで縦横50ミリメートル以上の大きさとする。

(運転者)

第5条 運転者は、普通第二種免許を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められたものは、運転に従事できるものとする。

(1) 普通第一種免許を取得後3年以上が経過し、直近の2年間に一日以上の運転免許停止処分を受けたことのない者

(2) 県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者又は次のいずれかの研修を修了した者

ア 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス事業者研修

イ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づきNPO等が自主的に行う福祉輸送に関する研修

(運行範囲)

第6条 NPO等は、事業の実施に当たり、上田市内を発地又は着地とするもの以外の運行を実施することはできない。

(利用料金)

第7条 NPO等は、事業の実施に当たり、利用料金を定めなければならない。

2 前項の利用料金は、上田市内の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、営利に至らない範囲でNPO等が定めるものとする。

(運行管理体制)

第8条 NPO等は、事業の実施に当たり、運行管理責任者を定め、運行管理体制を整備し安全の確保に努めなければならない。

2 NPO等は、市町村と連携を取りながら、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制を整えとともに、責任者を明確にしなければならない。

(事故又は故障)

第9条 NPO等は、事業の実施に当たり、事故又は故障発生時の処理及び責任体制を定め、現場での適切な処置に努めなければならない。

(補償)

第10条 NPO等は、事業の実施に当たり、事業に使用する車両すべてについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険又は共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る。)に加入しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、上田市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月6日から施行する。

(別紙4)

上田市福祉有償運送運営協議会協議申請書

平成 年 月 日

上田市福祉有償運送運営協議会長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

平成 年度において、福祉有償運送サービス事業を実施したいので、運営協議会において協議をお願いします。

(添付書類)

- ① 上田市からの依頼書
- ② 上田市内における移動困難者等の状況 (別紙3)
- ③ 国自旅第240号自動車交通局長通知で定められた自家用自動車有償運送許可申請書及び添付書類 (写し)
- ④ 特定非営利活動法人〇〇〇〇福祉輸送サービス事業運行規約 (見本1)
- ⑤ 会員 (福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ。) の個人情報閲覧同意書 (別紙5) (会員全員分)

特定非営利活動法人〇〇〇〇福祉輸送サービス事業運行規約

(目的)

第1条 この規約は、通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者等（車イス利用者を含む）の外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与するための福祉輸送サービス事業（以下「事業」という。）を行うにあたり、その適正な運営を確保することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、〇〇市町村（、△△市町村、□□市町村）内に住所を有する者で、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「当法人」という。）にあらかじめ登録した会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。以下同じ。）及び付添人
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であって、日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な者
 - ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
 - ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ③ 肢体不自由若しくは内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での移動が困難な者であって①又は②に該当しない者

(使用車両)

第3条 車イス若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にする装置を有する自動車及びセダン型等の一般車両を使用する。

- 2 使用車両については、道路運送法第80条第1項に基づく許可に係る有償運送であること、運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号等について、利用者に見やすいよう掲示する。
- 3 第1項に掲げる車両については、次の事項を外部から見やすいよう車体の側面に表示する。
 - (1) 当法人の名称又は記号
 - (2) 許可番号（「長運輸第〇〇号」の文字）
 - (3) 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- 4 前項の表示の方法については、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により自動車の両側面に行うこととし、文字は横書きで縦横50センチメートル以上の大きさとする。

(運転者)

第4条 運転者は、普通第二種免許を有することを基本とする。

- 2 前項によりがたい場合には、次の各号をすべて満たす者であって、十分な能力及び経験を有すると認められた者は、運転に従事できるものとする。

- ① 普通第一種免許を取得後3年以上が経過し、直近の2年間に一日以上の運転免許停止処分を受けたことのない者
- ② 県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者又は次のいずれかの研修を修了した者
 - ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス事業者研修
 - ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づきNPO等が自主的に行う福祉輸送に関する研修

(運行管理体制)

第5条 □□□□□□を運行管理責任者とし、運行管理体制を別表のとおり定める。

(運行範囲)

第6条 運行範囲は、〇〇市町村(、△△市町村、□□市町村)内を発地又は着地とするものを対象とする。

(運行時間)

第7条 運行時間は、原則として、月曜日から土曜日まで(ただし、12月29日から翌年の1月3日までを除く。以下「運行日」という。)の午前〇時から午後〇時までとする。

(運行予約)

第8条 運行の予約は、原則として、希望する日の〇運行日前の午後〇時(以下「予約〆切」という。)まで受け付けるものとする。

2 予約〆切を過ぎて利用対象者から予約の申込みがあった場合で、その理由が病院の都合など利用対象者の責めに帰すことができない理由である場合については、前項の規定にかかわらず、希望する日の〇運行日前の午後〇時まで受け付けることができるものとする。

3 運行の予約は、当法人への電話により、又は当法人の事務所への訪問により受け付けるものとし、運転者個人が電話により、又は運行の際に次回の予約を引き受けることはしない。

(利用料金)

第9条 利用料金は、利用1回につき〇〇〇円とし、〇〇市町村外の場合は〇〇市町村外の区域の走行1キロメートルについて 〇〇円の加算とする。

2 有料道路通行料金及び有料駐車場等使用料金の実費は、利用者がその都度負担するものとする。

3 公立〇〇〇〇病院への利用については、〇〇市町村内扱いとする。

(事故又は故障)

第10条 運行中に事故又は故障が発生した場合は、運転者は現場での適切な処置を取るとともに、速やかに運行管理責任者に報告を行いその指示に従うものとする。

(補償)

第11条 事故等による利用者への補償については、当法人が加入した保険の補償の範囲

内とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、〇〇が別に定める。

附 則 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 この規約は、福祉有償運送運営協議会の協議の結果、変更する必要がある場合には、速やかに変更した上で、道路運送法上の許可を申請するものとする。

(別紙5)

個人情報閲覧同意書

平成 年 月 日

上田市福祉有償運送運営協議会長 様
上田市長 様

<法人(団体)名>
所在地
法人(団体)名

<会 員>
住 所
氏 名

㊞

上記法人(団体)の会員である私は、上記法人(団体)が上田市福祉有償運送運営協議会に福祉有償運送サービス事業に係る協議を申請するに当たり、下記により、私の福祉関係情報を閲覧することに同意します。

記

1 閲覧の目的

上田市福祉有償運送運営協議会における福祉有償運送サービス事業に係る協議を行うため

2 閲覧者

- (1) 上田市福祉有償運送運営協議会長、協議会委員及び事務局職員
- (2) 上田市長及び同市職員

3 閲覧に当たっての条件

閲覧終了後は、確実に回収した上で、厳重に保管又は確実に廃棄するなど、他の者の目に触れないよう万全の配慮をすること。

4 同意の期限

平成19年3月31日

(別紙6)

上田市福祉有償運送運営協議会協議申請書

平成 年 月 日

上田市福祉有償運送運営協議会長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

このたび、当法人（又は団体）が使用する車両を 台増やしたいので、運営協議会において協議をお願いいたします。

1 増やす車両の明細（記載欄が足りない場合は別紙でも可）

両数	種類	車名	型式	乗車 定員	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	装置の 種類	所有・持 込の別

2 車両の増加に伴い、添付が必要な書類

- (1) 申請主体の福祉輸送サービス事業運行規約
- (2) 業務計画等（申請指針に定める別紙「様式2」）
- (3) 判断基準第2の4の（4）に定める任意保険若しくは自動車共済に加入している（加入する計画があることを含む。）ことを証する書類
- (4) 車両の提供及び使用についての契約書の写し（車両を持ち込む場合に限る。）
- (5) 運転者就任承諾書（申請指針に定める別紙「様式6」）（運転者を追加した場合に限る。）
- (6) 輸送に携わる者が移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であることを証する書類（判断基準第2の5（2）ア又はイに規定する研修を修了した（又は修了する見込である）旨の証明で可）（運転者を追加した場合に限る。）
- (7) あらかじめ登録した会員名簿（申請指針に定める別紙「様式8」）（会員を追加した場合に限る。）
- (8) 個人情報閲覧同意書（申請指針に定める「別紙5」）（追加した会員に限る。）

北陸信越運輸局 長野運輸支局長 様

所在地
氏名又は名称
代表者名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同施行規則第50条第1項により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者名
2. 運送需要者
3. 運送しようとする人の数
登録会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。） ○○人
4. 運送しようとする期日又は期間
許可の日から2年間
5. 運送しようとする区間又は区域
上田市
6. 有償運送を必要とする理由

添付書類

- ① 計画の内容等を記載した書面……………別紙「様式 2」
- ② 自動車の運行管理等の体制を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ③ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類……………第 5 1. に規定
ア 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
イ 役員の名簿
- ④ 事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ⑤ 事故時の処理及び連絡体制等を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ⑥ 車両についての整備管理体制等を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ⑦ 利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ⑧ 運送主体と自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約の内容を証する書面……………第 5 4. に規定
- ⑨ 運送の対価として収受する金額を記載した書面……………第 5 2. に規定
- ⑩ 予め登録した会員（福祉輸送サービスの利用者に限る。）名簿……………第 4 8. に規定
- ⑪ 事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面……………別紙「様式 3」
- ⑫ 法第 7 条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類……………別紙「様式 7」
- ⑬ 地方公共団体からの協力依頼文書……………別紙 1
- ⑭ 運送しようとする区域を表示した地図に、公共交通機関の位置及び主な路線、官公署の位置、申請主体の事務所の位置を記したもの……………第 5 6. に規定

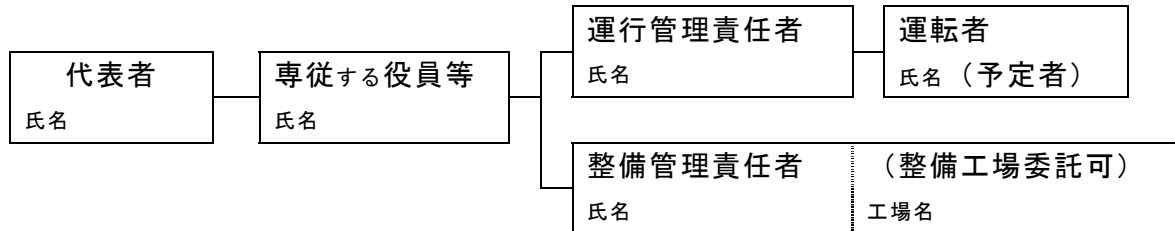
自動車の運行管理等の体制

(事業所名) _____

1. 業務計画を遂行するに足りる運転者を確保する計画…………… _____人

* 添付書類・・・運転者就任承諾書、運転免許証(写)

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



* 添付書類・・・運行管理責任者・整備管理責任者就任承諾書

3. 点呼等が確実に実施できる体制

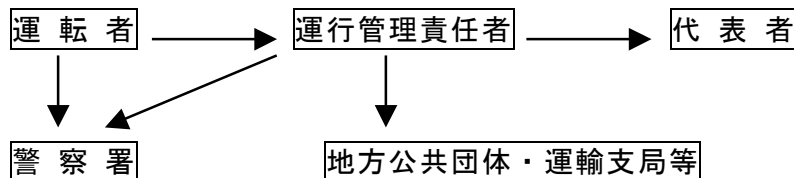
点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	事業所と車庫間の距離及び連絡方法

4. 事故防止及び旅客サービス等に対する指導教育及び事故処理の体制

(1) 旅客サービス・事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間 _____ 回

(2) 事故処理連絡体制



5. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____

苦情処理 担当者 氏名 _____

6. 損害賠償能力

対人保険	賠償金額
(うち搭乗者保険)	賠償金額
対物保険	賠償金額
車両	賠償金額
その他	賠償金額

* 提示書類・・・任意保険証書の写

平成 年 月 日

運行管理責任者 就任承諾書

申請者_____が長野運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

住 所

氏 名

平成 年 月 日

整備管理責任者 就任承諾書

申請者 _____ が長野運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その整備管理の責任者として就任することを承諾致します。

住 所

氏 名

運 転 者 就 任 承 諾 書

申請者 _____ が長野運輸支局に提出した自家用自動車有償運送の許可申請が許可になったときは、その運転者として就任することを承諾致します。

	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

添付書類

- ・ 運転免許証（写）

<法人の役員全員について作成すること。>

別紙「様式7」

北陸信越運輸局長野運輸支局長 様

本籍地 : _____

現住所 : _____

氏 名 : _____

生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日

宣 誓 書

1. 道路運送法 第7条（欠格事由）各号の規定に該当いたしません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日